

議案第 2 1 号

北本市公民館設置及び管理条例の一部改正について

北本市公民館設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市公民館設置及び管理条例（昭和 5 8 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中央公民館使用料の表中「5 0 円」を「1 0 0 円」に、「3 0 円」を「6 0 円」に、「1 0 0 円」を「2 0 0 円」に、「8 0 円」を「1 6 0 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。